

職業紹介事業 関係資料

平成26年4月24日

厚生労働省 職業安定局

派遣・有期労働対策部 需給調整事業課

1. 民間人材ビジネスに対する基本的な考え方

厚生労働省の基本的な考え方

- 有料職業紹介事業を含む民間ビジネスは、労働市場のマッチング促進の観点で非常に重要なプレイヤーであり、労働者の保護を図りつつ、その機能の強化が図られることが期待される

現在の取組み

<民間人材ビジネスの活用促進>

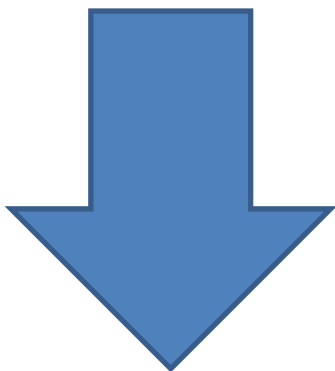
- 雇用政策基本方針(大臣告示)での位置付けと具体化
 - ・ マッチング機関の連携
(例) ハローワークが保有している求人情報を、職業紹介を行う民間人材ビジネスや地方自治体等が希望する場合に、オンラインにより提供(平成26年9月開始予定)
 - ・ 民間人材ビジネスの活性化・活用
(例) ビジネスモデルの開発への支援等の必要な環境整備を促進
- 民間人材サービス推進室の設置
政府による職業支援に民間人材ビジネスにおける創意工夫やノウハウを活用するため、(i)民間人材ビジネス市場の動向把握・分析 (ii)民間人材ビジネスの育成、政策立案 (iii)関係団体及び個々の事業主等との連絡調整 を一元的に担う室を設置
- 優良な民間人材ビジネスの認定
優良な民間人材ビジネス(労働者派遣事業者、職業紹介事業者)を育成するため、優良事業者行動指針及び認定基準を策定。今後、これらに沿った取組を行う事業者を認定予定。
- 労働者派遣事業制度の見直し(今国会に法案提出中)
 - ・ 労働者派遣事業を全て許可制にすることにより、労働者派遣事業のより適正な運営を図る
 - ・ 派遣元事業主に計画的な教育訓練の実施を義務付けること等により、派遣労働者のキャリアアップを推進

2. 今後の施策を進めるに当たっての考え方

規制改革会議から提起された事項について

【改革の目的】

雇用仲介事業を原則禁止とした現行の法的な枠組み(労働基準法、職業安定法など)から、健全な就労マッチングサービスの発展を目的とした法体系への転換が必要ではないか。



厚生労働省の基本的な考え方

- 有料職業紹介において、以下の視点は重要
 - ① 求職者の保護
 - ② 求人者と求職者の利便性の向上
 - ③ 労働市場におけるマッチング機能の強化

厚生労働省の意見

- 健全な就労マッチングサービスの発展という目的自体には賛同するが、上記に述べた求職者の保護等の視点を踏まえることが前提

※ 現行法では、雇用仲介事業は原則禁止という位置づけにはなっていない(民間職業仲介事業については、国際標準であるILO181号条約を批准し、これに従い対策を進めている)